

鶴川地区分譲地 建築の取り決めについて

「鶴川地区分譲地」には下記のとおり建築の取り決めが定められております。

建築する場合には、この取り決めの遵守をお願いします。

1. 建築物は次の基準に適合するものとします。

○本物件は「第二種低層住居専用地域」であり、建ぺい率は60%、容積率は100%、最高高さは12mです。

区画1については、セットバックや建ぺい率の角地緩和が適用される場合があります。

○建築物は1区画1戸建てとし、用途は、専用住宅とします。

(専用住宅とは、一戸建ての住宅であって居住以外の用に供するものがないもの)

○建築物は2階建て以下とします。

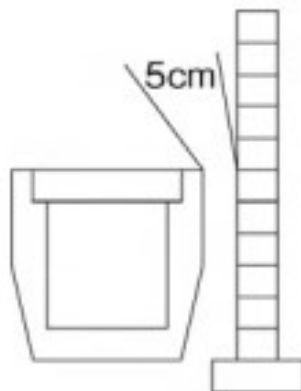
○建築物の外壁の中心線から隣地境界線までの後退距離は0.5m以上とします。

2. 建築物の色彩は、自然環境及び周囲の住環境に調和するものとします。

3. 区画の分割、敷地の形態及び地盤高の変更はできません。

ただし、車庫・門道については対象外とします。

4. 構築物として塀を設置する場合、道路側溝より5cm以上後退して設置をお願いします。



5. 宅地内の緑化に努めるものとします。